



## DEPARTMENT OF THE AIR FORCE PACIFIC AIR FORCES

2022年6月1日

横田基地所属の全人員に対する覚書

差出人: 第374空輸航空団司令官

件名: 横田基地における移動制限(ROM)方針に関して

参考資料: (a) 国防長官室、2021年4月4日付、*集約 国防総省コロナウィルス感染症2019  
軍健康保護態勢の指針*  
(b) 補足命令-004より在日米軍司令部 (USFJ) 2022年6月1日付、*軍公衆  
衛生保護 (FPH) 令 22-004*

1. この覚書の指針は、横田基地に入門する全員が守ることを**義務付ける**とともに、在日米軍司令部または他の更に上級司令部からの全ての命令または指導を補足する。更に、この指針は、米国民間人、米国民間人の米軍関係者ならびに契約業者、ならびにそれらの扶養家族、接受国従業員 [例: 基本労務契約 (MLC) および諸機関労務協約 (IHA) ] および基地に入門する他の全ての個人に対する指針である。(横田基地に) 一時的に立ち寄る乗員で他の指針が適用される者には、この指針は適用されない。

2. この方針に違反する米軍人は、統一軍法第92条に基づき処罰の対象とされる可能性がある。日米地位協定 (以下「SOFA」とする) が適用される米国民間人の米軍関係者およびSOFAが適用される契約業者ならびに扶養家族が違反した場合、米軍に帯同して基地に滞在する資格剥奪、扶養家族の早期送還、もしくは基地立入禁止等の行政処分、または当該従業員は海外の環境に適応できなかったと判断される等の可能性がある。

3. 全ての派兵軍人、現役兵、現在兵役にある予備兵および州兵 (業務内容の記述によっては国防総省に勤務する民間人、契約従業員も該当する) で、日本に派兵される、もしくは一時的な義務

の旅行（TDYまたはTAD）で日本に滞在する人員については、日本への入国前にワクチン接種済みでなければならない。これには、作戦のために移動する部隊、個人のオーグメンティ（他部隊等の人員不足を補うために補充される人員）、軍事演習支援要員を含む。

4. 定義：この覚書においては、以下の定義を適用する。

- SOFA適用人員：米国軍人、米民間人従業員、SOFAが適用される契約業者、および日本に駐在するSOFA適用人員の扶養家族（しかしこれらに限定されない）。
- 住居又は居所：米軍基地／施設内で米国政府から宿泊施設の提供を受けた場所、もしくは基地の施設外にSOFA適用人員が所有／賃借している住居。公共のホテルやその他の商業的な宿泊施設は含まれない（例：Airbnb）。
- ワクチン接種完了者（Fully-Vaccinated）：ワクチン接種完了とは、2回接種型のワクチンの2回目を接種した後14日以上経過していること、または、1回接種型のワクチンを接種した後14日以上経過していることをいう。
- ブースター接種完了者（Up-to-Date）：COVID-19ワクチンの初回接種を全て完了し、さらにブースター接種対象者に推奨される全てのブースター接種を終えている場合は、疾病対策センター（<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/vaccines/stay-up-to-date.html>）に従い、ブースター接種完了者（Up-to-Date）とみなされる。
- 未接種の者（Unvaccinated）：ワクチン未接種：年齢やその他の理由で初回接種対象外の者など、ワクチン接種が完了していない者。
- 隔離：COVID-19に感染した者（症状の有無にかかわらず）を、感染していない者から離す対策。家庭内で隔離する場合、COVID-19の症状がある者もしくはCOVID-19陽性と診断を受けた者は、家庭内の他のメンバーに接触しないよう隔離し、一緒にいても安全な状態となるまで家に留まること。これには、COVID-19と同じような徴候や症状がある者で、検査結果がまだ出ていない者、あるいは検査をまだ受けていない者も含む。

5. **移動制限（ROM）ガイダンス**：SOFA適用人員のROMとは、日本に到着後、一定期間中、もしくは医療専門家から許可を得るまで、住居、他の適切な宿泊地等（例、基地の宿泊施設）または指定地域に限定的に滞在する事と定義する。日本国内における個人的な、任務に必要不可欠と見なされない旅行については、ROMの対象外とする。司令官および監督官は、参考資料(a)ならびに(b)に従い、休暇を取る人員のリスク評価を行う事が義務付けられる。**2歳以上のすべての人員は、渡航前のCOVID-19分子検査（核酸増幅検査すなわちRT-PCR、LAMP、TMA、NEAR [例：Abbott ID-NOW]）を日本へ出発する72時間以内に行った場合に限り、ワクチンの接種状況にかかわらずROMおよび到着時の検査が免除される。**渡航前検査が抗原またはその他のウイルス検査である場合、後述のワクチン接種状況に応じたROMを行うこと。また民間空港到着時または目的地の施設（住居、航空会社ターミナルなど）に到着後1日以内に追加検査を受けることとする。4歳児と4歳未満の子どもは、ワクチン接種回数がより少ない親もしくは保護者同様のROMと検査を必要とする。

a. ブースター接種完了者（Up-to-Date）：他国から日本に入国するSOFA適用人員のブースター接種完了者（第4項に定義）が、民間空港もしくは米軍施設において適切な管理下で実施された到着／入国COVID-19検査の結果で陰性であった場合、ROMは免除される。

(1) 民間空港もしくは米軍施設において適切な管理下で実施された到着／入国COVID-19検査の結果で陰性であった場合、公共交通機関を利用してよい。公共交通機関には、乗り継ぎの国内線あるいは電車も含まれる。

(2) 到着/入国COVID-19検査で陰性となった場合、それ以降のCOVID-19検査は必要ない。

b. ワクチン接種完了者（Fully-Vaccinated）：他国から日本に入国するSOFA適用人員のワクチン接種完了者（第4項に定義）は、住居又は居所に直行し、7日間のROM期間中は米軍の施設内のみの行動に制限される。またROM期間中は、以下の条件が適用される。

(1) 民間空港もしくは米軍施設において適切な管理下で実施された到着／入国COVID-19検査の結果で陰性であった場合、入国後24時間以内の移動は公共交通機関の利用が許可される。公共交通機関の利用は、旅行者が住居/居所に迅やかに移動できるようにするた

めである。マスク着用など、厳格なCOVID感染予防対策をとること。最終目的地（住居/居所）に到着後、ROM期間中の公共交通機関の利用は認められない。

(2) ROM開始から3日目もしくは3日目以降にCOVIDウィルス検査を受け、結果が陰性であれば、3日目以降にROMを終了することができる。無症状の者は、ROM7日目以降、COVIDウィルス検査を受けずにROMを終了することができる。

(3) 軍施設の外に在住する人員は、ROM期間中、居住地に留まるか、居住地と勤務先を直行で自家用車/公用車または自転車/徒歩で往来してもよい。軍施設外での公共交通機関の利用は認められない。

(4) ROM期間中、ワクチン接種完了者（fully-vaccinated）は厳密なCOVID感染予防対策を取った上で、基地内の全ての施設を利用することができる。

(5) 国内の医療施設もしくは承認済の民間機関によって提供される方法（民間国際空港において到着直後に行われる日本の検査も含む）で行うCOVID-19検査結果が陰性の場合、ワクチン接種完了者（fully-vaccinated）は、軍施設外での必要不可欠なサービスを利用する許可が与えられる。

c. ワクチン未接種の者：他国から日本に入国するSOFA適用人員でワクチン未接種の者（第4項に定義）は、住居に直行し、7日間のROM期間、住居に留まること。ROM期間中は、以下の条件が適用される。

(1) 民間空港もしくは米軍施設において適切な管理下で実施された到着／入国COVID-19検査の結果で陰性であった場合、入国後24時間以内の移動は公共交通機関の利用が許可される。公共交通機関の利用は、旅行者が住居/居所に迅やかに移動できるようにするためである。マスク着用など、厳格なCOVID感染予防対策をとること。最終目的地（住居/居所）に到着後、ROM期間中の公共交通機関の利用は認められない。

(2) ROM開始から3日目もしくは3日目以降にCOVIDウイルス検査を受け、結果が陰性であれば、3日目以降にROMを終了することができる。無症状の者は、ROM7日目以降、COVIDウイルス検査を受けずにROMを終了することができる。

d. 90日以内にCOVIDウイルス（SARS CoV-2）検査で陽性が判明した者：SOFA適用人員で、来日する前90日以内にCOVIDウイルス（SARS CoV-2）に陽性であると診断された者は、ブースター接種完了（up-to-date）もしくはブースター接種未完了といったワクチン接種状況に応じたROMを実施する。これらの人員は、米国疾病予防管理センターが推奨する90日以内の再検査を通常必要とされていないが、日本の民間空港到着時に検査が義務付けられている。検査結果が陽性であった場合、当該者は専門の医療従事者（CMA）が代替案を承認するまで米軍施設に隔離する。ROM終了後、無症状の者は、軍の施設内（基地の外に在住する者または基地への立ち入りが拒否された者は自分の居住地）の制限を解除してもよい。CMAの許可が下りれば、ROM 3日目以降、COVIDウイルス検査を受けずにROMを終了することができる。ならびに下記の条件が適用される。

(1) 文書で指定され責任を任された部隊の旅行調整役またはCMAが前回の検査結果を審査する。全ての旅行者は、CMAが承認した適切な書類の原本または電子コピーを携行すること。

(2) 所定のROM期間中、無症状でなくてはならない。もしも症状が現れた場合は、基地の公衆衛生非常事態担当者（PHEO）またはCMAと調整のうえ、COVID-19対策の手順に従い、隔離を受けること。

e. SOFA適用外の人員：SOFA適用外の人員のROMは、それぞれのワクチン接種状況に応じたROM期間、もしくは医療機関から許可が出るまでの間、基地への入門が認められない事と定義する。SOFA適用外の人員とは、退役米軍人および基本労務契約（MLC）および諸機関労務協約（IHA）を含む全ての接受国従業員を指すが、それに限るものではない。SOFA適用外の人員は、ROM実施期間中は基地への入門は認められない。SOFA適用外の人員で横田基地に在住する者（例：航空自衛隊員）については、基地内の住居にてROMを実施することが許可される。

6. **ROMの例外:** ROMの適切な実施は、基地内において新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ最も有効な手段である。人員はROM実施期間中は、米軍施設内におけるワクチン接種完了者対象のROMの許可を得た者でない限り、もしくは下記の理由以外では、住居または居所を離れない事とする:

- a. 住居または居所内またはそれらのごく近辺にある場所で洗濯など短時間の用事を行う場合（共有施設は使用後除菌、清掃を適宜行う）。
- b. 住居または居所の近所において、家族以外の人と6フィート以上の距離を保って、短時間ペットを散歩させる。
- c. 住居または居所の中庭で運動する（これには公共の遊び場または基地内の買物施設の使用は含まない）。
- d. ROM終了にあたり、COVID-19の検査を受ける。
- e. 横田基地以外の基地を勤務地とする人員は、在日米軍車両を使用して他の在日米軍施設、住居または居所に移動する、または、軍用機もしくは軍が契約する航空機が他の在日米軍施設に行くことが見込まれる場合に限り、横田基地旅客ターミナルに行く、もしくは
- f. 医療的緊急事態もしくは住居または居所に火災が発生した場合。

7. **ROM中の健康観察:** ROM中は、新型コロナウイルスの症状を自ら観察すること。これには可能であれば1日2回の検温による発熱有無の確認、咳や息苦しさに注意する等が含まれる。もし、症状が現れた場合、自己隔離し、第374医療群応答ラインに電話をかけ、医療担当者に連絡する。**基地内からかける場合：225-8864をダイヤルし、7を選択する、基地外からかける場合：042-552-2510内線58864をダイヤルし、7を選択する。**新型コロナウイルスの症状がある場合は、医療スタッフからの指示がない限り医療機関に行かないこと。

8. **隔離:** COVID-19の検査で陽性となった者は、全員隔離を行うものとする。

a. COVID-19 検査の結果が陽性の場合、発症（無症状の場合は、検査陽性判定）から最低 5 日間の隔離をし、厳格な緩和策を取ったうえで軍施設に 2 日間留まる制限を受け、最低7日間、軍施設内に留まることが要求される。

b. 5日目以降に隔離を解除するには、解除前の24時間、解熱剤を使用せずに発熱がなく、症状が改善されていることを条件とする。隔離解除の前にCOVID-19検査が陰性であることを証明する書類は必要はない。軍施設に留まる制限を解除するためには、感染者は隔離解除後に発熱がなく、新たな症状や症状の悪化がなく、症状が改善されている必要がある。7日目以降、これらの条件を満たさない場合、条件を満たすまで延長、もしくは発症から（または診断時に無症状の場合は検査陽性判定を得てから）、10日間経過するまで軍施設内に留まるよう制限される。

c. 軍施設内に制限されている期間は、個人の基地外の居住地と軍施設間の直行移動のみ可能とする。私用車、政府専用車、徒歩、自転車での移動が許可される。タクシーサービスを含む公共交通機関の利用は認めない。また、基地外のサービスを利用することも認めない。

d. 公共交通機関の利用は、発症から（無症状の場合、検査陽性判定から）10日間認めない。

9. 日本国への入国および運用上のセキュリティについて：SOFA適用人員は、日本到着時、COVID-19の追跡アプリをダウンロードする必要はない。また、日本政府のCOVID-19に関する手順に従う誓約書に署名する必要もない。司令官は軍人に対し、米国政府が提供する以外のCOVID-19追跡アプリを個人のモバイル機器にダウンロードする際は運用上のセキュリティに注意するよう促すこと。外国の機関が類似するアプリからユーザーの位置情報やスマホ情報を収集していた可能性を示唆する証拠がある。このリスクがあるため、SOFA適用人員は、そのようなソフトウェア/アプリをダウンロードすることは推奨されない。しかし、SOFA適用人員がCOVID-19の追跡アプリをダウンロードしない/誓約書への署名を拒否することで目的地へ行く事ができなくなる場合、ダウンロード/署名をする選択をしても良い。SOFA適用人員は米軍施設または居所に到着後、日本政府が要求するCOVID-19追跡アプリを個人の機器から削除することが許可される。米国政府から提供される以外のアプリ/プログラムは、米国政府から支給される電話またはコンピューターで使用することが認められない。

10. 部隊として要求されること：部隊は、ROMを実施中の人員と調整し、それらの人員に食料・飲料水ならびに他の必需品が十分に供給されるようにすること。これには頻繁に触れる箇所を拭き取り、家の中を清潔に保つための、通常の拭き掃除洗剤、ペーパータオル、ブラシ付きトイレ清掃用品、洗濯洗剤、食器用洗剤、スポンジなどが含まれる。更に個人の衛生用品に加え、ウィルス感染拡大防止用品および感染を調べるための物品も入手可能であれば用意する。

11. 方針に対する例外（ETP）：上記以外の手順でROMを実施することを希望する者は、各々が所属する在日米軍（陸・海・空・海兵隊等）の将官レベルの司令官もしくは副司令官に、ポリシーに対する例外（ETP）許可申請を提出し、在日米軍司令部J5（indopacom.yokota.usfj-j54.list.all@mail.mil）を通じて日本政府との調整を行うこと。これらの希望は、運用面における影響および人道的必要性によるものに制限される。士気または生活の質に関係する理由からの希望は検討の対象外とする。

12. 不明な点がある場合は、中隊長の指示を仰いでください。

第374空輸航空団司令官  
米国空軍大佐アンドリュー J キャンベル